

## 令和2年度第1回さいたま市景観審議会 会議録

### 1 会議の日時及び場所

- (1) 日時：令和2年11月13日（金） 午後2時30分から  
(2) 場所：岩槻人形博物館 会議室

### 2 出席した委員の氏名

樋口 和男 会長	神田 廣行 委員	小島 康太郎 委員	佐藤 尚子 委員
佐藤 則明 委員	菖蒲澤 侑 委員	杉山 英治 委員	中野 敬子 委員
野澤 壽江 委員	深堀 清隆 委員		

### 3 欠席した委員の氏名

なし

### 4 議題及び公開又は非公開の別 景観重要建造物の指定について

…公開

### 5 傍聴者数

なし

### 6 問合せ先

さいたま市 都市局 都市計画部 都市計画課  
〒330-9588 さいたま市浦和区常盤6-4-4 電話：048-829-1409

[午後 2 時30分 開会]

- 事務局（岩田） ただいまから令和 2 年度第 1 回さいたま市景観審議会を開催いたします。  
本日の司会を担当いたします都市計画課の岩田と申します。よろしくお願いいたします。  
議事に入る前に、令和 2 年 9 月30日の任期満了に伴う委員の改選がございましたので、これより、委員の皆様へ委嘱状の交付をさせていただきます。

本来であれば、市長より交付をするところですが、公務のため出席できませんので、都市局理事兼都市計画部長の土屋より交付をさせていただきます。

お名前をお呼びしますので、自席にてご起立をお願いいたします。

神田廣行様。

- 都市局理事兼都市計画部長（土屋） 委嘱状。神田廣行様。  
さいたま市景観審議会委員を委嘱します。  
委嘱期間は、令和 2 年10月 1 日から令和 4 年 9 月30日までとします。  
令和 2 年11月13日。さいたま市長、清水勇人。  
どうぞよろしくお願いいたします。

[委嘱状交付]

- 事務局（岩田） 小島康太郎様。  
○都市局理事兼都市計画部長（土屋） 委嘱状。小島康太郎様。  
以下、同文でございます。  
どうぞよろしくお願いいたします。

[委嘱状交付]

- 事務局（岩田） 佐藤尚子様。  
○都市局理事兼都市計画部長（土屋） 委嘱状。佐藤尚子様。  
以下、同文でございます。  
どうぞよろしくお願いいたします。

[委嘱状交付]

- 事務局（岩田） 佐藤則明様。  
○都市局理事兼都市計画部長（土屋） 委嘱状。佐藤則明様。  
以下、同文でございます。  
どうぞよろしくお願いいたします。

[委嘱状交付]

- 事務局（岩田） 菖蒲澤侑様。  
○都市局理事兼都市計画部長（土屋） 委嘱状。菖蒲澤侑様。  
以下、同文でございます。  
どうぞよろしくお願いいたします。

[委嘱状交付]

- 事務局（岩田） 杉山英治様。  
○都市局理事兼都市計画部長（土屋） 委嘱状。杉山英治様。  
以下、同文でございます。

どうぞよろしく申し上げます。

〔委嘱状交付〕

- 事務局（岩田） 中野敬子様。
- 都市局理事兼都市計画部長（土屋） 委嘱状。中野敬子様。  
以下、同文でございます。  
どうぞよろしく申し上げます。

〔委嘱状交付〕

- 事務局（岩田） 野澤壽江様。
- 都市局理事兼都市計画部長（土屋） 委嘱状。野澤壽江様。  
以下、同文でございます。  
どうぞよろしく申し上げます。

〔委嘱状交付〕

- 事務局（岩田） 樋口和男様。
- 都市局理事兼都市計画部長（土屋） 委嘱状。樋口和男様。  
以下、同文でございます。  
どうぞよろしく申し上げます。

〔委嘱状交付〕

- 事務局（岩田） 深堀清隆様。
- 都市局理事兼都市計画部長（土屋） 委嘱状。深堀清隆様。  
以下、同文でございます。  
どうぞよろしく申し上げます。

〔委嘱状交付〕

- 事務局（岩田） これをもちまして、委嘱状の交付を終了させていただきます。

続きまして、土屋理事よりご挨拶申し上げます。

- 都市局理事兼都市計画部長（土屋） 改めまして、皆様、こんにちは。さいたま市都市局の土屋と申します。

本日は、大変お忙しい中、景観審議会にご出席いただきまして本当にありがとうございます。

また、景観重要建造物の指定候補となります、これからご覧いただく岩槻人形博物館につきましては、日本有数の人形の産地であるこの岩槻区の中で、日本で最初の専門の公立博物館として今年の2月22日に開館したものでございます。

さいたま市では、これまで景観重要建造物を8件、景観重要樹木を4件、計12件の指定を行っておりまして、全国的に見ても非常に多く指定をしている市でございます。これらによりまして、景観の啓発及び保全の施策として大きな役割を担っていくものと私どもは考えております。

本日は、委員の皆様方の幅広い専門的なご意見をいただきながら、今後とも景観行政の推進に努めてまいりたいと考えております。

最後となりますが、委員の皆様方のご健勝とご活躍をご祈念申し上げまして、簡単ではございますが冒頭の挨拶とさせていただきます。どうぞよろしく申し上げます。

- 事務局（岩田） 続きまして、委員の改選がございましたので、委員の皆様からお名前等、自己紹介をお願いできればと思います。

神田様より順番にお願いできればと思います。

○神田委員 初めまして。神田廣行と申します。よろしくお願いいたします。

私は、前任者片淵さんから引き継ぎまして、この席に出席させていただくことになりました。

私は、設計監理を専業とする団体、埼玉建築設計監理協会の副会長をさせていただいております。私自体は、構造系の専門の者なのですが、そういう目でも見られるかなと思ひまして、参加させていただきますので、よろしくお願いいたします。

○小島委員 さいたま商工会議所の小島と申します。よろしくお願いいたします。

所属はまちづくり支援課というところで、景観等も関わってくる部署かと思ひます。まだ、今年なったばかりというところで、いろいろ分からないところもございますが、皆様、ご協力いただけますと思ひますので、よろしくお願いいたします。

○佐藤（尚）委員 初めまして。東京にあります専門学校 I C S カレッジオブアーツでインテリアと建築の専門の学校で色彩の講師をしております。

今回、建物等の外観から内観のインテリアまで、色彩についていろいろと勉強させていただきたいと思ひますので、よろしくお願いいたします。

○佐藤（則）委員 さいたま市警察部の佐藤と申します。

初めてこの委員に就きました。警察として、ご協力できるところはどんどん協力してきたいと思ひますので、どうかよろしくお願いいたします。

○菖蒲澤委員 初めまして。菖蒲澤侑と申します。

ふじみ野市にある文京学院大学で教員をしております。専門は美術で、前任の内田裕子先生からご紹介をいただいた形になります。美術の中でも美術教育を専門にしていますが、この審議会に参加するのも初めてですが、自分の専門も生かしながら、いろいろ勉強させていただければと思ひます。どうぞよろしくお願いいたします。

○杉山委員 埼玉県屋外広告業協同組合の理事をやっております杉山でございます。

前年に引き続きまして居残りということで、これまた今年も何卒よろしくお願いいたします。

○中野委員 弁護士の中野と申します。

前任の小池先生のご紹介で、こちらに、委員に就任させていただきました。

専門と申しますか、地方自治体関係では、債権管理のアドバイス、講師等をしております。また、東京地方裁判所民事第22部の建築専門部にて、週に1回、非常勤裁判官として執務をしております。よろしくお願いいたします。

○野澤委員 近田玲子デザイン事務所の野澤と申します。

私、照明デザインを主に専門にやっております、前年度から引き続いての委員になりますけれども、さいたま市の夜間景観について、ご協力できることがあればと思ひて参加させていただいております。どうぞよろしくお願いいたします。

○樋口委員 前期の景観審議会の委員を務めました樋口和男と申します。よろしくお願いいたします。

過去には、都市整備部門というのを埼玉県庁で経験したことがございます。もう既に過去になりましたが。

それから、今この経歴のところに、日本建築学会関東支部とありますが、顧問とありますとおり、もうそろそろ隠居に近づいております、明日からもう隠居部屋に籠るような状況でございますので、どれだけお役に立つかわかりませんが、務めてまいります。どうぞよろしくお願いいたします。

○深堀委員 埼玉大学の深堀と申します。

委員は初めてですが、これからさいたま市の景観の問題について、皆様といろいろとお話を共有できるのを楽しみにしております。

大学では、地域の景観づくりということで、埼玉県内のいろんなところで景観に関わる問題に取り組んでおります。どうぞよろしくお願ひいたします。

○事務局（岩田） ありがとうございます。

続きまして、さいたま市の幹事の紹介をさせていただきます。

都市局理事兼都市計画部長の土屋でございます。

○都市局理事兼都市計画部長（土屋） よろしくお願ひします。

○事務局（岩田） 都市局都市計画部次長の篠崎でございます。

○都市局都市計画部次長（篠崎） 篠崎でございます。どうぞよろしくお願ひいたします。

○事務局（岩田） 続きまして、会長の選任に移らせていただきます。

さいたま市景観審議会条例第5条第2項の規定により、会長につきましては委員の互選により定めとありますので、これより会長選任をお願ひしたいと存じます。

それでは、会長候補の推薦等がございましたらお願ひいたします。

○野澤委員 前年度も会長をなさっていましたが樋口委員をぜひ推薦させていただきたいと思ひます。

○事務局（岩田） ただいま、樋口和男委員をご推薦するご発言がございましたが、いかがでしょうか。

〔拍手〕

○事務局（岩田） それでは、さいたま市景観審議会の会長には、樋口和男委員にお引受けいただくことでよろしいでしょうか。

〔拍手〕

○事務局（岩田） ありがとうございます。

皆様のご賛同をいただきましたので、さいたま市景観審議会条例第5条第2項の規定により、樋口和男委員が会長に選任されました。

それでは、樋口委員には、会長として今後共よろしくお願ひいたします。

○事務局（岩田） 続きまして、さいたま市景観審議会条例第5条第4項の規定に基づき、会長の職務代理を会長よりご指名をお願ひいたします。

○樋口会長 恐れ入ります。先ほども申し上げましたが、隠居に近い身でございますので、いつ何があってもおかしくありませんので、適切な方を勝手ながらご指名させていただきます。

野澤委員さんにお願ひしたいと存じます。

それから、もう1人、深堀委員さん、お2人でよろしいでしょうか。

○事務局（岩田） はい。

○樋口会長 では、恐れ入りますが、よろしくお願ひしたいと存じます。

○事務局（岩田） ありがとうございます。

これより、今回、景観重要建造物の指定の候補でございます岩槻人形博物館の外観を見ていただきます。ご移動していただくこととなりますので、よろしくお願ひいたします。

戻ってきましたら、景観審議会を進めさせていただきますので、よろしくお願ひいたします。

○事務局（岩田） 移動に当たり、貴重品だけはお持ちになっていただければと思います。

ご案内につきましては、岩槻人形博物館の川田副館長からご説明をしますので、よろしくお願い致します。

○岩槻人形博物館副館長（川田） 川田です。よろしくお願い致します。

〔移動〕

〔岩槻人形博物館の見学及び博物館職員による説明〕

○事務局（岩田） 皆様、お疲れさまでした。

これより議案にあります景観重要建造物指定についてを進めさせていただきたいと思っております。

先ほど、会長の選任を行いましたので、樋口会長から一言、お願いできればと思っております。

○樋口会長 皆様のご推挙をいただきまして、本当に光栄でございます。

先ほどから何度も申し上げますとおり、高齢がなる故のご推薦だと自覚をしております。私は、都市計画や景観行政にはいささか関わりがありましたので、下僚なところに座ることになってしまったのかなと思っております。

しかしながら、私が勤めた頃はもう既に過去の過去になっておりまして、進展する都市計画行政にはいささかずれがあるかと思っております。

議題にありますデジタルサイネージ等のという名前、こういった現代的課題だとか、未来に対する課題につきましては、これは皆様方、他委員さんの英知に頼るしかないと思っております。

皆様方の絶大なるご支援を賜りながら、何とか務めたいと存じますので、皆様どうぞよろしくお願い申し上げます。

○事務局（岩田） ありがとうございます。

審議に入る前に、資料の確認をさせていただきたいと思っております。

本日の審議会は、スクリーンとタブレットにより行わせていただきます。

タブレットの操作ですが、資料をご覧になるときは、画面をタップすると左上に出てくる「会議室」という表示が出ますので、そこをクリックしていただきますと、本日の資料一覧を確認することができます。また、資料をご覧になりたいときは、タイトルをクリックすると見ることができます。別の資料をご覧になりたい時は、再度「会議室」の資料一覧よりご覧いただけます。

審議会の途中で、使用に不都合等が生じた場合につきましては、挙手にてお知らせいただければと思います。

最後になりますが、これまで指定しました景観重要建造物・樹木の写真を載せたクリアファイルと、岩槻人形博物館の資料等を配付させていただきましたので、お持ち帰りいただければと思います。

これより、さいたま市景観審議会条例第6条第2項の規定により、樋口会長に議長となつていただき、議事の進行をお願いいたします。

樋口会長、よろしくお願いいたします。

○樋口会長 では、改めまして、会長の樋口でございます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

委員の皆様方には、ご多忙の中、審議会にご出席いただき誠にありがとうございました。

審議に当たりましては、慎重かつ能率的に進めさせていただきます。どうぞご協力をいただきますようお願い申し上げます。

事務局より、委員の出席状況の報告をお願いいたします。

○事務局（岩田） 委員の出席状況についてご報告いたします。本日、10名の委員中、10名の出席でございます。さいたま市景観審議会条例の規定による半数以上の委員の出席となりますので、本日の会議は成立いたしますことをご報告いたします。

○樋口会長 事務局の報告のとおり、本日の会議は成立いたします。

今回、審議会に諮問のありました案件は、お手元の次第のとおり、景観重要建造物の指定についての1件でございます。

次に議案のうち、非公開事項に該当するものがあるかどうか、事務局に伺います。

○事務局（岩田） 本日の会議で非公開事項に該当する議案はございません。

以上でございます。

○樋口会長 それでは、本日、非公開議案等についての審査をいたします。

ただいま事務局から本日の議案は非公開事項に該当しないとの報告がございましたが、委員の皆様にお伺いいたします。

非公開事項に該当する議案がございましたら、ご提案をお願いいたします。

ないということで、よろしいでございますでしょうか。

〔発言する者なし〕

○樋口会長 それでは、本日の非公開とする議案はなしということで進めさせていただきます。

また、本日の資料及び後日作成する会議録につきましては公開となりますので、この場で委員の皆様方にはご了承いただきたいと思っております。よろしいでしょうか。

〔発言する者なし〕

○樋口会長 事務局は、傍聴者がいらっしゃるようであれば入室させてください。

○事務局（岩田） 本日は、傍聴者はいらっしゃいませんので、このまま審議をお願いいたします。

○樋口会長 これより令和2年度第1回さいたま市景観審議会の議事に入ります。

議案1の景観重要建造物の指定について説明をお願いします。

改めて申し上げておきますが、事務局の皆さん、幹事の皆様、ご発言は着席のままをお願いしたいと存じます。よろしくをお願いします。

〔「ありがとうございます」「都市計画課長」の声あり〕

○都市計画課長（古市） それでは、議案1、景観重要建造物の指定についてご説明をいたします。

説明につきましては、前方のスクリーンにおきまして、パワーポイントの資料を用いてご説明をさせていただきます。なお、お手元にごございますタブレットでは、事前に送付させていただきました議案書や資料が閲覧できますので、併せてご活用ください。

それでは、景観重要建造物の指定に当たりましては、さいたま市景観条例第24条第1項におきまして、あらかじめ景観審議会の意見を聴くものとするとしてされておりまして、本日ご意見をお伺いするものでございます。

それでは、景観重要建造物についてご説明をいたします。

景観重要建造物とは、景観法におきまして、良好な景観の形成を促進するため、また、景観法運用指針では、地域の景観形成上、重要な役割を果たしている外観の優れた建造物について、景観行政団体の長がこれを景観重要建造物として指定することができ、地域の個性ある景観づくりの核として、その維持、保全及び継承を図ることを目的としております。

さいたま市におきましては、さいたま市景観計画では、景観重要建造物の指定の方針を、さいた

ま市景観重要建造物及び景観重要樹木の指定に関するガイドラインでは、そのほかに考慮すべき事項をそれぞれ定めております。

さいたま市景観計画で定める景観重要建造物の指定の方針は、大きく分けて3点ございます。

1点目は、「道路その他の公共の場所から、誰もが容易に望見できること」

2点目は、「一. 歴史的な建造物」、「二. 歴史的な様式や技法を有する建造物」、「三. 地域における生活や生業から形成された地域固有の建造物」、「四. 地域のシンボルとして市民に親しまれている建造物」、そして、「五. 景観形成に先導的な特徴のある建造物」のいずれかに該当すること

3点目が、「良好な景観の形成に重要と認められるもの」

以上が指定に当たっての方針となります。

続きまして、今回の指定候補である岩槻人形博物館についてご説明をいたします。

初めに、岩槻人形博物館の施設概要についてご説明いたします。

先ほど、建物をご覧いただいた時の説明と重なる部分もあるかと思いますが、ご了承ください。

敷地面積が7,543.41平方メートル、延べ床面積が2,029.07平方メートル、鉄筋コンクリート一部鉄骨造で地上1階建てとなっております。工期は、平成29年12月から平成31年2月までの準備期間を経て、旧岩槻区役所跡地に令和2年2月22日に日本初となる人形専門の公立博物館として開館いたしました。

ここで、岩槻の人形文化について簡単にご説明させていただきます。

江戸時代、雛祭りが行事として広まり、人形文化が花開きました。雛祭りの江戸での興隆を受け、鴻巣や越谷など、現在の埼玉県を含む地域である武州の村々でも人形づくりが始まりました。

岩槻は、大正時代以降に本格的な産地となり、高度経済成長期には県内最大の製作拠点として、日本の人形産業を支えました。現在でも、まちを歩くと人形店や工房の看板が目にとまり、人形のまちの風情が感じられます。

続きまして、岩槻人形博物館の位置についてご説明いたします。

さいたま市景観計画では、重点的に景観施策に取り組むエリアとして、2つの景観軸及び3つの景観拠点をお示ししております。2つの景観軸とは、「見沼田圃と斜面林」及び「中山道や日光御成道等沿道」を指し、3つの景観拠点とは、「都心地区」、「盆栽村と氷川神社周辺」及び「岩槻城下町」を指しております。岩槻人形博物館は、この中の「岩槻城下町」に位置しております。

次に、岩槻駅周辺地区を中心とした位置関係についてご説明いたします。

岩槻人形博物館は、東武野田線岩槻駅から約650メートルの距離にあり、また、岩槻駅を含む周辺の地区は、さいたま市の副都心の1つとして位置付けられております。さらに、岩槻駅周辺地区は、今後のまちづくりの目標や取組の方向性を示した岩槻まちづくりマスタープランのエリアにもなっております。

岩槻駅周辺地区は、かつて城下町であったことから、岩槻人形博物館の敷地周辺を江戸時代のまちと重ねて見ますと、先ほどこちらの副館長からご説明あったとおり、城郭を中心に家臣の居宅領域であるベージュ色で示した武家地、ピンク色で示した町人地が混在しており、今も歴史的・文化的な地域資源を多く残した地域でございます。

また、岩槻人形博物館は、北側の日光御成道から容易に眺めることができる位置に建つ位置とな



っております。

続きまして、岩槻人形博物館の配置図をご覧ください。

当該敷地北側の日光御成道は、かつて宿場町として栄えた商家や人形作りの関連施設が立地しており、岩槻駅周辺の回遊ルートである人形文化を体感するルートとして、また、沿道に残る武家門や垣柵など、武家屋敷の名残を残した南側の裏小路は城下町を体感するルートとなっており、配置図ではこれらをつなぐ役割を担えるような外構計画となっております。

それでは、これより景観重要建造物の指定に当たり、岩槻人形博物館の主な評価ポイントをご説明いたします。

1つ目の評価ポイントは、「歴史風土を反映した外観デザイン」です。建物の外観は、岩槻が城下町、また日光御成道の宿場町として栄えた地域であることからの着想を得て、歴史風土を反映するとともに周辺環境と調和を図るため、屋根瓦は昔の町家でも使用されていた一文字瓦を使用し、軒の出の大きな切妻屋根としております。

2つ目の評価ポイントは、「自然環境と調和したデザイン」です。建物外壁のコンクリート面には杉板本実型枠を使用しており、コンクリートを打設する際の型枠の浮造り加工を施した杉板を利用することで、凹凸のある杉板の木目模様が自然の風合いとして外壁面に表れております。

また、日光御成道に面する建物正面入り口から、来館者のメインアプローチ動線となる底下の空間に天然木を使用した天井ルーバーや石畳の回廊といった自然の素材を用いることにより、自然環境と調和した和の空間となっております。

そして、裏小路から建物の出入口を結ぶ経路におきましても、石畳の小径やアズマネザサ、またマダケなど、庭園を歩いているような和の空間が演出されており、敷地北側の日光御成道と結ぶ経路を歩行者空間として整備しております。

3つ目の評価ポイントは、「周辺環境に配慮したデザイン」です。裏小路に面する南側の壁面は、コンクリート打ちっ放しの冷たい印象を避け、裏小路周辺の住環境を馴染むデザインとなっております。また、裏小路に面するオープンスペース空間は、地元のまちなみづくり協議会との話し合いにより、イベント開催時には地元の多様な活動を支援できるよう壁面に工夫がされており、休憩所として、また地域交流の場としても期待できる空間となっております。

4つ目の評価ポイントは、「優しい街灯りをイメージした照明デザイン」ということです。夜間になると温かみのある柔らかな光で包まれる照明デザインとなっており、昼間の雰囲気とは異なる優しい街灯りを感じさせる夜間景観となっております。裏小路から続くアプローチ動線には、行燈をイメージした照明が灯り、周辺環境と施設を繋ぐようデザインされております。

以上が評価のポイントとなっております。

続きまして、先ほどご説明いたしましたさいたま市景観計画による景観重要建造物の指定の方針への適合確認の結果をご覧ください。

方針の1点目は、敷地北側の日光御成道から容易に眺めることができることから、道路その他の公共の場所から誰もが容易に望見できることは適合と判断いたしました。

2点目について、岩槻は大正時代以降、本格的な人形の産地として、また、高度経済成長期には県内最大の製作拠点として日本の人形産業を支え、現在でも人形のまち岩槻として地域振興を担っている場所に建築された岩槻人形博物館は、地域における生活や生業から形成された地域固有の建造物といえます。

また、岩槻の伝統工芸である人形づくりを文化として保存・継承拠点、市民の学習・交流の拠点として、開館以来多くの来館者が訪れ、将来にわたり地域のシンボルとして市民に親しまれていくことが期待できます。

そして、周辺地域の環境に調和されたデザインであり、景観形成に先導的な特徴のある建造物であるということがうかがえますので、適合と判断いたしました。

3点目に、良好な景観の形成に重要と認められるものという点につきましても、岩槻人形博物館は、岩槻のまちの魅力とにぎわいを発信する拠点となり、地域の景観向上に寄与する貴重な景観資源であることから、適合と判断いたしました。

以上により、岩槻人形博物館を景観重要建造物の指定に値するものであると評価いたしました。

次に、指定までの流れについてご説明いたします。

令和2年1月に指定候補（案）の選定を行い、2月に指定候補の所有者との事前協議を行い、同月に、景観法第19条第2項に基づく所有者の意見聴取を行いました。意見聴取におきまして、景観重要建造物の指定に異存がない旨の回答を得ましたので、指定候補として正式に選定いたしました。

今後は、本日の審議会でご意見をいただいた後、指定する旨の告示を行う予定でございます。

次に、指定後における今後の取組と効果についてご説明いたします。

景観重要建造物の指定を行うことで、主に3点の取組や効果があると考えております。

1つ目は、地区における景観形成の核づくりです。指定された建造物を核として、周辺への景観の波及効果が期待できます。

2つ目は、地区住民の景観意識の醸成です。指定された建造物が地区の景観のシンボルとして認識されるように、市民の皆様への景観に対する啓発活動を行ってまいります。

3つ目は、景観重要建造物の指定制度の積極的な活用促進です。建造物の維持・保全・継承を目的とするこの制度ですが、加えて地域のPRにもつながるものであると考えております。

これまで指定を行ってきた建造物に関しましては、市のホームページや刊行物等において紹介しているところですが、今後におきましても一層効果的なPR方法を検討・推進していくことにより、さらなる制度の積極的な活用促進を図ってまいりたいと考えております。

最後に、さいたま市の景観重要建造物をご紹介します。

平成22年度に旧坂東家住宅見沼くらしっく館を第1号に指定して以降、現在までに計8件の景観重要建造物を指定しております。

以上で説明を終了いたします。

景観重要建造物の指定に当たりまして、ご意見等ございましたら、お願いいたします。

○樋口会長 説明ありがとうございました。

今ご説明いただきました議案につきまして、ご意見、ご質問がありましたらお願いいたします。

〔「よろしいですか」の声あり〕

○樋口会長 野澤委員さん、お願いします。

○野澤委員 とてもすばらしい建物で、特に私、照明の関係でありますので、照明の観点からいろいろ見させていただきまして、夜間のライトアップについても非常に重点を置かれているということで、とても取組としてすばらしいなと思っております。

そこで、質問させていただきますが、配慮の中での夜間の照明デザインということがうたわれて

いますので、これが閉館時にどういった状態で、何時までライトアップがされるのか。また、ライトアップとそれから建物の中の灯りが漏れ出てくる光というものが非常にうまく調和した照明デザインになっていると思うのですが、その辺が、外壁のライトアップと施設内の照明等を同時に点灯させて、ずっと点灯しているのか。今後のメンテナンスについてお聞きできればと思います。

〔「管理者からお答え」の声あり〕

○岩槻人形博物館副館長（川田） 人形博物館からお答えさせていただきます。

点灯についてですが、自動点滅になりまして、9時半まで点灯しております。建物の中の照明は一部の光が外に漏れ出るように、夜は壁、壁面にですね、これもライトアップされるようになっていまして、その辺の空間演出をつくるようにしています。

○野澤委員 それも同じく9時半まで。

○岩槻人形博物館副館長（川田） そうです。それも9時半までです。

○野澤委員 壁面というのは、多分この面ですね。

○岩槻人形博物館副館長（川田） そうです。このロビー空間の中です。建物の中はガラスになっておりますので、そのガラスの中から光が漏れ出る位置に、それを設置しています。

特に、その夜間のライティングのところのメンテナンスというのは特に取っていませんが、今後必要になれば、そういったものは行っていく予定ですが、基本的には特別点検をしていくということは考えておりません。中の展示照明と同じ考えです。

○野澤委員 すみません。もう一つよろしいですか。

職業柄、同じ立場で照明のデザインしておりますと、メンテナンスについていろいろなところから言われることがありますので、それが逆の立場でちょっと言ってみたいなところもあってお聞きしているのですが、例えば、今LEDですと非常に寿命長いですから、照明、点灯時間限られていまして、10年、20年、もういわゆるノンメンテナンスで済んでしまうということは十分あり得るのですが、例えば、壁面、外壁のライトアップの中の1つ、1灯切れましたというときに、それを市の営繕課のほうで手配をして直していくのか、この博物館独自で直していくのかというところに対して、どういう体制を取っていただけるのか。やはり夜間の照明というのは非常に重要な位置付けとして扱っていらっしゃるところで、それが継続的に行われなくなってしまうというのが非常に懸念される場所ですので、ちょっとその体制だけお聞かせいただければと思います。

○岩槻人形博物館副館長（川田） 人形博物館からお答えさせていただきます。

施設管理者が全てメンテナンスを行うということになりますので、営繕のほうにはお願いするということにはしません。当然、寿命が大体同じだと思いますので、1つ切れかければ、全体的に見ていく形を取るような感じであります。

中学校の体育館の照明もそうなんですけれども、1つ切れたらもうどんどん切れていきますので、全体的にそれを交換していく体制を取るように考えております。

○野澤委員 ありがとうございます。ぜひ継続して、この状態を保ち続けていただければと思います。

○樋口会長 では、ほかに承ります。

杉山委員さん。

○杉山委員 建物的には落ち着いたモノトーンで、非常にいいかなと思います。私、今日はここに初めて来たのですが、どのくらいの方が利用されているのかが1点。

もう1つは、ここに裏小路を通過して車で来ました。ナビではそのように先導されてきたのですが、裏から見たときにここだよというふうに、ゴールだったんですけども、ちょっと分からなかったですね。多分ここだろうなと思って、もうちょっと走ってまたぐるっと回ったら、ああ、ここなんだなと。裏の方から見たときにサインがあるのかなと。私、看板屋なのですが、振り返って見たら、こっちに小さく掲示板のところと、あと木のちょっと裏側に、壁面に切り文字がついていました。あれで分かるのかなと。

何回も通れば分かるよと言われればそうなのですが、初めて来た方には、裏から来たら分かりづらいなど、そんなイメージでした。

以上です。

○樋口会長 これは、ご意見でしょうか。

○杉山委員 感じたことです。

○樋口会長 ご意見ということでよろしいですか。

○杉山委員 はい。

○杉山委員 サインをもうちょっと見やすくする、こういうことがこれから考えているのか、もうこのままなのか、ちょっと気になって。あと、どのような人が利用しているかは。

○樋口会長 利用者はどうですか。

○岩槻人形博物館副館長（川田） 利用者ですが、年間の来館者目標が7万4,000人としております。そうなりますと、1か月当たりで6,500人。2月22日に開館し、9日間でコロナの関係で閉館になってしまいました。その9日間で、1万人来ています。3か月間の休館の後には、やはりコロナの影響がありまして、6月2日に再開しましたが人はあまり来ませんでした。特別展でかなり人が増え、今の特別展の期間だと、4,000人の目標の数字という感じになります。10月は5,900人。土日では多い時で300から400、平日が150と順調に来ていただいています。

ただ、コロナ禍にありますので、出歩くのを遠慮しつつ、来ているという方は多いのかなと思います。

サインについてですが、人形博物館を造るときに、夏の集中審議というのを行いまして、これは博物館だけでは対応できないので、5課ぐらいの会議、全体的なコーディネートするところを未来都市推進部というのが都市戦略本部にあるのですが、そこがグリップすると。

あとは、都市局さんの協力をいただきながら、歩行者誘導サインを設置しました。主要拠点、中拠点、小拠点でのというサインとなりますが、駅と人形博物館、城址公園、日光御成道の歩道などに都市局さんでやっていただきました。サインは歩道があるところではないと設置できませんので、歩道のない裏小路にはできないというのが実態です。

駐車場は、日光御成道側が人形博物館で管理しており、裏小路側の方にある駐車場は、岩槻区役所の総務課で管理しているため、そこは臨時で使わせていただくことになっています。

本日、貴重なご意見をいただきましたので、関係する課での会議にも報告してまいります。

○杉山委員 中間のところは、まあこれからね、誘導看板はどこにどうというのはまだとして、ここに来たときに、目の前へ来て分からないという部分をもう少し分かりやすくした方がいいと思いました。

○樋口会長 どうもありがとうございました。

ほかにご意見ございますでしょうか。ご意見、ご質問ございますでしょうか。

〔「よろしいでしょうか」の声あり〕

○樋口会長 はい、深堀委員。お願いします。

○深堀委員 景観重要建造物について、周囲のまちの景観の特色をどのように考えているかというところは問われると思うのですが、表通りの日光御成道と裏通りの裏小路をつなぐという考え方は、周囲のその住宅地の町並みというのがすごく古い町並みの中にこういう大きい空間ができてしまうから、どのようにこの建物をなじませるか難しかったと思います。木製のルーバーや杉板型枠は、ちょっと冷たい感じかなと思ったところをすごく工夫されているのが感じられるかなと思っていて、今もちょっと話にありましたけれども、裏小路側がやっぱりまちとしては大事なかなと。岩槻のまちづくりでも、まちかど雛めぐりなどいろいろやられていると聞きますが、裏小路の景観ということからすると、もう少し何か建物側と裏の閑静な道とを何か対話ができるような、感覚というものがあるといいかなと思ったのですが、ここの空間、まちづくり活動と連携するというお話しがあり、そこが裏小路の景観を受け止めるというポイントになっていると理解しましたので、よかったなと思っています。

具体的にこの空間をこれから活動とか、岩槻の景観が先ほど運用ということが大事だと、本当にそうだと思ったのですが、どういうまちの活動がこの場で展開されるのか、何か情報提供いただければ嬉しいなと思いました。

○都市計画課長（古市） 都市計画課からお答えをさせていただきます。

この裏小路は、古い町並みを維持して、さらに昔に近づけていきたい思いを持った地元の方々がまちづくり協議会をつくっており、活動を始めてまだ日が浅いところではありますが、その中で、いろいろな地域の方々にご協力をいただきながら取り組んでいきたいという思いを持っていらっしゃいます。

岩槻駅周辺のまちづくりを進めている部署がありますが、その部署で、裏小路の道路のファサード整備を進めていく予定としており、それに併せて、もともと武家地があったことから、黒板塀が一部残っている建物等があるのですが、そのようなところも少し復元をしていきたいという思いを持っていらっしゃいます。昔、武家地として使われていた感じの雰囲気ファサード整備を道路整備に併せて今後、進めていく活動をしておりますので、市も協力をさせていただきたいと思っております。まだ具体的にどこがどういうところまでいっていないのですが、そのような計画を持って今、進めているところでございます。

○深堀委員 ありがとうございます。

その空間のところを何か、イベント的に使うとか。

○都市計画課長（古市） 現在、地元まちづくり協議会の中で、岩槻まつりのときに裏小路沿道の方々で行燈づくりというのをやっています、子どもさん、岩槻小学校の子どもさんとかと一緒に親御さんも一緒に行燈づくりをし、岩槻まつりのときは、それぞれの家の前に作った行燈を並べる取組をされています。

今後、その行燈とともに、皆さんで作った行燈などをこの空間に集めて、人を集客できるような催しをやりたい考えもあるようですので、我々のほうでも景観形成という観点からご協力させていただきたいと思っております。

以上です。

○深堀委員 ありがとうございます。

○樋口会長 ほかにありますか。どうぞ、よろしくお願いします。

○菖蒲澤委員 素敵な場所で、私は岩槻駅から日光御成道を歩いてきたのですが、ここが本当に城下町だったのだなとすごく感じながら歩いてきて、この場所に出会うみたいな状態で、今回、指定する条件の3番や4番や5番にすごく適している場所なのだと思いながら拝見していました。今、裏のお話があったのですが、表の駐車場スペースになっているところが、私、美術教育やアートプロジェクトなどをやっているもので、あの空間がステージもあれば屋根もあって、雨に濡れず、イベントに使えるならば本当に使いたい場所だなと思いました。基本的には駐車場としての利用かなと思ったのですが、例えば、あの場所を何かイベントの場所として、もしくは祭りやフェスティバル的なものなどに使うとか、あるいはどこかに貸すとか、そのようなことが過去にあったのか、これから何か別の使い方を予定されているのかなどをお聞きしたいのですがいかがでしょうか。

○都市計画課長（古市） 先ほどお話ししました岩槻まつりにおいて、今もやられているは分かりませんが、その年にご結婚したご夫婦などから応募をいただいて、この場所にジャンボ雛段を設け、人形に仮装した人たちがのぼる雛段飾りが披露されていました。人形博物館の工事により、この場所での岩槻まつりができなかつたので、岩槻駅前にあるビルの中の広い通路、クレセントモールと呼んでいます、工事中の間はそこで行っておりました。博物館が完成しましたので、またこの場所で、岩槻まつりのときはこの空間を活用していくと思います。なお、民間に貸すことについては難しいかと思えます。

〔「難しいですね」の声あり〕

○菖蒲澤委員 ありがとうございます。

何らかに使っていくためのデザインや考えになっていると思うのですが、埼玉県立近代美術館に勤めていたとき、ここの公園の場所を貸してくれとか、ここで何かさせてくれませんかという地域の方からのオーダーがすごく来ていて、やはりそのときも安全管理もそうですが、美術館のやっていることや景観に関わることなのかは分からないのですが、折衝する中できつと悩むこともあったと思いますが、そのぐらいここもいろいろな方がここを使いたい、にぎやかに使いたいと思えるような場所になっていくといいなと思いながら聞いていました。

○樋口会長 どうもありがとうございました。

会長として、発言するのは失礼だと思いますが、今回は、建築物の指定になりますよね。建築物というのは敷地を伴っていますので、指定する場合に建築物と言ったとき、それ以外の空間は指定しないのという話しも出てくる可能性があると思います。

古い人間が古いことを申し上げて申し訳ありませんが、ヨーロッパのことを言うのは日本と環境が違いますので参考になりませんが、あえて申し上げますと、広場などは必ず付随しています。海外に観光旅行で行きますと、古代都市が地中海に広がっていて、元はギリシャという文化があって、もう1つはそれを受けたローマというか、古代ローマ。そうすると古代ローマの都市がずっとありますペルガモンだとかいろんな、もうフランスまであるかもしれませんが。それ見ますと、真ん中に何というか、あれは、アゴラというのがあって、そのアゴラを囲むようにいろんな施設があるのですが、列柱というのがぐるりと回っていますよね。そこにあつて、建物の機能と

いうよりは、むしろ広場で行う、その広場というのは市場が最初で、そこでいろいろな人との交流があって、一番大事にしているのは、その周りの建物も当然ですけれども、多目的に使う、そういう空間だと思いますね。

今、指定しようとしているのは、この建物と広場も入るのかということと、向こう側にあります、ちょっと折半の、建物ディテールについてはどうかと思いますが、配置とあとは手前に出ている列柱は取りあえず並んでいますよね。こちらも列柱が、日光御成街道に向けてずっと列柱が並んでいて、広場を取り囲んでいるのですが、そんな広場・駐車場というのですか、ローマだとフォーラムと言いますし、ギリシャだとアゴラと言うのかな。そういうものを位置付けた場合に、お隣さん、西側にある建物、これは除くのか。せめて列柱のピアぐらい入れるのかな。そのような悩ましさであるのですが、私たちは、はい、これでいきましょうというのをどこで決めるかということについて、ちょっと疑問がありました。

もう1つ、2つ目ですが、委員の皆様方のご意見を聞いているとごもっともなことなのですが、景観だとか建物というのは空間ですので、広がりを持っているわけですから、皆さん方は裏小路だとか、日光御成街道だとか、そこにある潜在するものとの関係というものを都市景観として大事にしたいということだと思います。

この場所から西の方になりますが、市宿通りまちづくり規範というものがあります。これは、道に面する場所に建物を造るまたは建て替えるときには、その規範に基づいてやっている。残念ながら、いろいろな作業の上でこちら側というのですかね、西、東側については切れてしまっていて、これはまだ指定されていないのですが、このようなものをトータルして将来的には、そのときのシンボリックな景観上、大事な建物としてこれを位置付けたいという理解だったら分かりますね。そうすると、広場は意外と大事だなと思ったのです。

その辺の考え方を整理していただきたいと存じます。お願いいたします。

○都市計画課長（古市） 会長が言われた、日光御成道との取り合いを今後どういうふうにしていくかというのは、これからの課題とさせていただきますが、市宿通りにつきましては、まちづくり規範ということで会長からお話があったとおり、地元の方々が熱心で、これはあくまでも任意となりますが、地元のルールという形で、建物を建て替えるときは、その規範の意匠に沿った形で造っていただくことになっています。日光御成道側については、残念ながらこのような規範はなく、先に日光御成道を平成の一桁ぐらいのときに、先行して整備しており、昔の面影はなくなっていますが、やはり同じ地域ですので、一体的なまちづくりとして取り組んでいくような形で、検討し、進めていければと考えております。

○樋口会長 どうもありがとうございました。

ほかにご質問、ご意見はありますか。

〔「いいですか」の声あり〕

○樋口会長 はい。神田委員さん。

○神田委員 とても素敵で感動したのですが、私ごとですみません。この日光御成街道と言いましたか、この沿道で30年ぐらい前から私も関わった建物がかかなりありまして、構造的なところで、地元建築家と一緒にやらせていただいた経験がございまして、その頃はシンボリックなものがなくて、この街道自体も非常に何かさみしい感じがあったのですが、こういうシンボリックな建物があると、すごく街全体が開かれてくるなということ、すごく良い建物ができたとお

ります。

○樋口会長 ありがとうございます。

では、ほかにご質問、ご意見がないようでございますので、議案1の景観重要建造物の指定についてですが、審議会として特に意見なしとしてよろしいでしょうか。

それとも、委員さんのご意見として、伝えるべく内容であれば、それを記述したいと思いますがいかがでしょうか。特に意見なしということではよろしいでしょうか。

[「はい、お願いします」の声あり]

○樋口会長 続きまして、報告事項(1)警告シールの取組について、事務局より説明してください。

○都市計画課長(古市) 報告事項1の警告シールの取組につきまして、前方のスクリーンにてご説明させていただきます。なお、タブレットの中にも事前に送付した資料がご覧いただけますので、併せてご活用をお願いいたします。

ご報告につきましては、前方スクリーンに示すこのような構成で行わせていただきます。

初めに、これまでのさいたま市の違反広告物対策についてご説明いたします。

次に、令和元年度から違反広告物対策として新たに実施している警告シールの取組についてご説明いたします。

最後に、警告シールによる景観上の影響についてご説明をいたします。

それでは、これまでの違反広告物対策、簡易除却についてご説明をいたします。

本市におきましては、画面左側の写真のような違反広告物への対策としまして、簡易除却を行っております。簡易除却とは、屋外広告物法により規定されている制度で、違反広告物がはり紙、貼り札、立看板等であるときは、掲出者が分かっている場合でも代執行によらない簡易な除却を行うことができるものとされているものでございます。本市では、職員、委託業者、市民ボランティアが簡易除却の活動を行っております。

次に、これまでの違反広告物対策の現状・課題についてご説明をいたします。

現状としまして、毎年約1万5,000件以上の違反広告物を簡易除却しております。しかしながら、除却してもすぐに同じ場所に違反広告物が掲出され、実質的な解決には至っておらず、課題として認識しております。そのため、簡易除却以外にも実質的な解決につながる違反広告物対策を検討する必要がございました。

そこで、この課題を解決するための取組の1つとして、令和元年度に警告シールの試行実施を行いました。これは、広く事業者及び市民に違反を認識してもらい、掲出者による自主除却・再発防止効果を目指すことを目的としております。

ここで画面を切り替えさせていただき、これが警告シールでございます。B5サイズで強粘着素材のものを使用しており、違反広告物に貼り付けたシールだけを剥がせないようになっています。

画面を戻させていただきます。

画面中段の警告シールの実施方法につきましてご説明をいたします。

写真のような形で、簡易除却できるはり紙、貼り札、立看板等の違反広告物に警告シールを貼りつけ、約1か月半後に状態確認を行いました。これにより、掲出者が自ら除却したのか、再度同じ場所に違反広告物を掲出したのかを確認いたしました。なお、警告シールの取組につきましては、業界団体にも周知をさせていただきまして、協力いただいております。

次に、実施結果をご説明いたします。画面の下段をご覧ください。



警告シールの貼付を426件行った結果、自主除却されたのが317件、そのうち同じ場所に再掲出された広告物が85件ございました。割合にいたしますと、自主除却率が74%、再掲出率が27%、再発防止率としては73%となり、一定の自主除却及び再発防止の効果があつたと考えております。

続きまして、インターネットの市民意識調査の結果をご覧ください。

2枚の写真のような案内が違反広告物であると知っていましたかの質問に対しまして、知らなかった方が73.7%という結果になりました。この結果から、さいたま市屋外広告物条例に違反している事実の周知が必要であることが分かりました。

これらの結果から、一定の効果があり、違反に対するさらなる周知が必要と判断しまして、令和2年度以降につきましても継続して警告シールの取組を実施することといたしました。

次に、令和2年度の実施についてご説明いたします。

令和2年度は、新たに通知書送付を加え、指導を強化しております。具体的には、実施方法の中で赤枠の2つを新たに追加しておりまして、警告シールを貼付すると同時に、違反広告物に指定されている矢印を追跡し、掲出者を特定いたします。その上で、掲出者に対し、通知書を送付いたします。この通知書により、速やかな除却及び除却後の本市への連絡を求めています。その後、状態確認を行い、掲出者が自ら除却したのか、再度同じ場所に違反広告物を掲出したのかについて確認を行っております。

現時点での実施結果につきましては、警告シールの貼りつけを459件行いまして、14件の通知書を送付いたしました。状態確認につきましては、現在、実施中でございます。

令和2年度では、シールのデザインを少し変えております。中央に斜線の禁止マークを入れ、大きさをB5サイズから60%縮小しております。B5サイズですと、広告物の大きさによっては違反内容の大半が隠れてしまい、何の違反なのか分からなくなってしまうためです。

最後に、警告シールによる景観上の影響についてご説明をいたします。

警告シールは、短期的には影響が懸念されますが、長期的には違反広告物の減少につながり、良好な景観の形成に寄与することが期待できると考えております。そのため、短期的な影響も最小限に抑えながら取組を継続していきたいと考えております。

下段に実際に警告シールを貼り付けた広告物の写真を載せております。

以上で報告1の説明を終了いたします。

○樋口会長 ありがとうございます。

ただいまの報告につきまして、ご意見、ご質問のある方はお願いいたします。

〔発言する者なし〕

○樋口会長 発言させてください。

よく「たてかん」というのでしょうか、電柱や道路上が一番多いと思うのですが、除却しなさいという警告に対し、速やかに除却するものと、なかなか除却しないで行政側がこれを除却するというパターンの2つがあると思いますが、比率はどのくらいなのか関心がありました。

もう1つは、除却するときには、あれは一応誰かの持ち物、有価物なので、一瞬、速やかに撤去することがいいのか、少し時間をおいて撤去するのかというのがあって、これは警告をして少し見せしめで貼っておいたほうがいだろうと。貼ったと思われる会社の名前を残しておくことは面白いと思ったのですが、何というのですか、除却しろといった場合、貼った会社が一度剥がして、ほとぼりが冷めたらまた貼るという感じで、再利用することが結構あつたもので、その辺を

考えるとどうなのかなと思いました。

○都市計画課長（古市） まちなかで貼られている、はり札や立看板ですが、ほとんどが不動産関係で戸建ての建売住宅などのお知らせや案内になります。これらは、許可を取らないで掲出場所も禁止物件となる電柱や公共のところに貼られています。また、売出し物件の近くにはお客さんを週末に呼ぶためにということだと思いますが、結果として、そのまま放置されていることが多いです。我々も職員によるパトロールやボランティアの方を取っていただけるよう、登録することにより市内で活動をしていただいています。また、職員が見つけたら剥がすことはしていますが、一度剥がしてもまた同じ場所にはり札が貼られてしまうなど、先ほどもご説明しましたように年間1万5,000件くらい撤去をしていますが、いたちごっこが繰り返されています。我々も違反広告物ですということをPRしていますが、なかなか減ってこない。建売住宅などが売れている年は、広告物が多く、我々が撤去しても数が減らないというような、景気にも左右されることもあるので、行政だけでは対応し切れないというか、いたちごっこが繰り返されることから、市民の皆さんに違反広告物であるということを知っていましたかと聞きますと、70%以上の方が知らなかったという結果になりました。我々としても、行政だけで対応するのではなく、市民の方の目からも広くPRしていくということは非常に重要ということで、今回、このような形で取り組んでいます。警告シールを貼ってから、大体1か月半ぐらいを目安に、その後確認し、自ら除却されているものはいいのですが、除却されていないものについては、職員が除却をしています。警告シールを貼ることによって、昨年度から始めましたが、それなりの効果がありましたので、継続して、今後どのような傾向になるのか様子を見ていきたいと考えております。少なくとも3年程度は実施し、その効果検証を行って、今後も継続が必要なのか判断したいと考えているところでございます。

○樋口会長 どうもありがとうございました。

ご質問、ご意見ありましたらお願いいたします。

〔「いいですか」の声あり〕

○樋口会長 はい、お願いいたします。杉山さん。

○杉山委員 警告シールは1枚幾らぐらいで作っているのですか。費用は。

○都市計画課長（古市） 200円ぐらいです。

○杉山委員 200円、結構しますね。シールを貼らないで、違反がなくなるといいですね。

〔「そうですね」の声あり〕

○都市計画課長（古市） 不動産関係は、業界団体の方々、宅建協会等にもこのような取組をしますので、ご協力をお願いしますとお願いはしているのですが、宅建協会等に加盟されていない中小の不動産関係の方々が多いのではないかと思います。今年度は、貼ったと思われる会社に文書を送付させていただき、取ったかどうかの連絡をいただく取組を新たに行い、その際、違反広告物であるという認識がありましたかということを知ったところ、知っていると答えたところが多くありました。やはり、ほとんどの方が条例に違反していることを認識しているため、ちょっと悪意のある行為であり、我々も今後どのように取り組んでいくか悩んでいるところでございます。

○樋口会長 ご質問、ご意見ございませんか。

〔発言する者なし〕

○樋口会長 ほかにご質問やご意見がないようでございますので、次の報告事項（2）デジタルサイ

ネーじガイドラインの運用状況についてご説明してください。

○都市計画課長（古市） 報告事項2のデジタルサイネーじガイドラインの運用状況につきまして、前方のスクリーンにてご説明させていただきます。なお、タブレットの中にも事前に送付した資料がご覧いただけますので、併せてご活用をお願いいたします。

ご報告につきましては、前方スクリーンに示すこのような構成で行わせていただきます。

初めに、さいたま市デジタルサイネーじガイドラインの概要についてご説明をいたします。

ガイドラインの内容につきましては、昨年度の景観審議会でご説明させていただきましたが、委員改選もあったことですので、改めて概要のご説明をさせていただきます。

次に、運用状況について、それと最後にガイドラインの周知方法についてご説明をさせていただきます。

それでは、ガイドラインの目的・位置付けについてご説明をいたします。

近年の技術の進化や社会情勢の変化により、光や動きを活用したデジタルサイネーじ等の新たな技術を用いた屋外広告物が増えております。デジタルサイネーじは、情報伝達性に優れ、多様な表現が可能であり、トータルコストの低価格化や、光や動きに加え、音を発するものも多いことから、年々増加する傾向にあります。

しかし、光、動き、音をうまくコントロールしなければ、景観阻害要因になるだけでなく、住環境等にも悪影響を及ぼすおそれがあります。また、デジタルサイネーじは、見ようとしなくても光、動き、音を感じ取ってしまうため、情報を必要としない人に対する十分な配慮が必要と考えております。

そのため、さいたま市では、景観誘導を行う手引としまして、令和2年2月にさいたま市デジタルサイネーじガイドラインを定め、本年4月から運用を開始しております。

次に、ガイドラインの主な基準をご紹介します。

本ガイドラインでは、景観審議会におきまして、区域ごとに基準を決めたほうがよいとのご意見をいただきましたので、エリア別に基準を定め、商業地系エリア、工業地系エリア、住宅地系エリア、田園系エリアに分けて、それぞれのエリア特性に基づいた基準を設定しております。それぞれ、高さ、光、音について、最低限の定量基準と定性基準を併せて基準を定めております。

右側の田園系エリアが一番厳しい基準を設定しておりまして、左側の商業地系エリアにいくにつれ、緩い基準となっております。

次に、デジタルサイネーじ掲出までの流れについてご説明をいたします。

デジタルサイネーじの掲出を希望する場合には、関係法令、屋外広告物条例、そして本ガイドラインを確認した上で、掲出される地域を管轄する管理課の窓口へ掲出者から事前相談をいただきます。この事前相談は、デジタルサイネーじの新規設置のみだけでなく、コンテンツ変更の場合も必要となります。

次に、事前相談の詳細についてご説明いたします。

まず、画面左側の新規設置の場合をご覧ください。

掲出者からは、まずチェックシート、映像データDVD、案内図及び配置図、図面を提出していただきます。その後、書類審査を行い、伝達書を交付いたします。後日、現地確認を行い、改めて伝達書を交付します。なお、伝達書とは、改善事項の有無及び改善が必要な内容を書面で掲出者へ伝えるものです。

次に、画面右側のコンテンツ変更の場合をご覧ください。

新規設置より簡略された手続となっております、掲出者からはチェックシート、映像データDVDのみを提出していただきます。その後、書類審査を行い、伝達書を交付します。また、コンテンツの変更は頻繁に行われることが想定されるため、掲出者の負担を考慮し、現地確認は行わないこととしております。

次に、運用状況についてご説明いたします。

まず、事前相談の件数ですが、新規設置が3件、コンテンツの変更が36件となっております。事前相談の結果、全案件においてほぼ全ての基準に適合しております。

一部、基準に適合していない事例がございますので、2つ事例を紹介いたします。

事例1は、商業地域に設置されている壁面利用広告のデジタルサイネージで、コンテンツ変更に伴い、事前相談があったものです。このデジタルサイネージの位置は、駅舎に向かって表示されております。この事前相談により、19時から朝5時の間の輝度を約2,500カンデラから約1,500カンデラまで下げてくださいました。しかし、周辺が照明等で明るいため、輝度を基準の1,000カンデラまでには下げられておりません。

事例2は、商業地域に設置されている独立した広告板のデジタルサイネージで、新規設置に伴い事前相談があったものです。このデジタルサイネージの位置も駅舎に向かって表示されております。事前相談により、19時から朝の5時の間の輝度を約5,500カンデラから約2,000カンデラまで下げてくださいました。しかし、デジタルサイネージの仕様上、輝度を基準の1,000カンデラまでは下げられておりません。

最後に、ガイドラインに関する周知方法についてご説明いたします。

ガイドライン策定に伴い、全ての屋外広告業登録業者へチラシを送付し、その後、登録した業者にも随時送付しております。

また、埼玉県屋外広告業協同組合に加盟している業者にもガイドラインの配付を行いました。

さらに、ガイドラインはさいたま市ホームページで案内をしており、許可の窓口及び都市計画課で配付をしております。

なお、屋外広告業登録業者について、補足説明させていただきます。

市内で屋外広告業を営む場合は、本市への登録が義務づけられております。具体的には、屋外広告物を表示、設置する業者が登録することとなり、デジタルサイネージを設置する場合も必ず登録が必要となります。そのため、全ての登録業者へ周知を行いました。

以上で説明を終了いたします。

○樋口会長 ありがとうございました。

ご説明がありましたが、ご意見、ご質問はございますか。

佐藤委員さん、お願いします。

○佐藤（尚）委員 これからデジタルサイネージは増えてくると思うのですが、このチェックシートによるチェックは、市の方でやられているのでしょうか。

○都市計画課長（古市） はい、そうです。

○佐藤（尚）委員 映像データはチェックされるのでしょうか、どのような形でされるのでしょうか。

○都市計画課長（古市） はい、そうです。映像のDVDデータを出していただき、それを職員がチェックする形です。

- 佐藤（尚）委員 パソコンの画面上でするのですか。
- 都市計画課長（古市） はい、そうです。
- 佐藤（尚）委員 実際の大きさで、野外にてチェックというのはされますか。
- 都市計画課長（古市） 新規で掲出する場合については、映像をチェックした後、現場で確認をしています。
- 佐藤（尚）委員 実際に流されているものですか。
- 都市計画課長（古市） はい、そうです。
- 佐藤（尚）委員 チェックをするとき、距離や道路の幅など、いろいろな与条件があると思うのですが。
- 都市計画課長（古市） 確かにそうですね。
- 佐藤（尚）委員 チェックをする人に対するガイドラインなどはあるのでしょうか。
- 都市計画課長（古市） 今のところ、そこまで整理はできておりません。
- 佐藤（尚）委員 おそらくこれから増えてくるものだと思いますので。ありがとうございます。
- 都市計画課長（古市） 距離や道路の幅により、見え方も異なるものと思いますので、今後、検討させていただければと思います。ありがとうございます。
- 樋口会長 まだ、運用して間がないということもあるようなので。
- 佐藤（尚）委員 そうですね、はい。
- 樋口会長 今後、いろいろな課題は出てくると思います。今年は、また次の議題にも出てきますが、オリンピックヤーであったのですが、オリンピックが開かれなかったことでのどのような影響になったのかとも思います。オリンピックが開かれていたら別の見方もあったのかなと思いました。
- ほかにございませんでしょうか。
- はい。深堀委員さんお願いします。
- 深堀委員 ガイドラインのデータも見たのですが、非常に素晴らしい取組だなと思っておりまして、ただ、先ほどの説明にもありましており、輝度の値がどうしても製品の限界だと言われてしまうと、1,000カンデラ毎平方メートルというのは、随分前の国際照明委員会の基準で、実態はもう大分違っているのではないかと。そのままこの状況でいきますと、基準としては本当に意味がないものになってしまっていて、何かしらその明るさの考え方というのを、目安として残しておいてもいいと思うのですが、定性的にもう少し周辺の明るさに対して対比上、一定のコントラストがきつくなければというようなことも、なかなかすぐには難しいことだと思いますが、考え方を示さないことには野放しになってしまうのかなと思います。屋外、屋内でもどんどん輝度が上がってきて、屋外はもっと上がってきていると思うので、まぶしさを絶対値で考えるのではなく、まぶしく感じるかどうか、グレアという考え方も将来的に取り込みながら考えていく。
- あと、実際、さらに動きがありますので、タイミング的に明るくなったり暗くなったりということもあるので、先ほどガイドラインという話がありましたけれども、事前にチェックをするときの在り方の方法というのは、うまく定めないといけないかなと感じました。
- あと、実態として、いいなと思ったのは、光が動くというところについて、動きの在り方、ゆっくり動かして、そして動き自体を嫌な感じにしないということで、よくあるのは、やっぱりアイキャッチで点滅したり動いたりしているものと、中が電光掲示板で動いているものがあって、外側の部分の動きと中の動きが一緒になるとすごく嫌だなという感じがする、動きのルールみたい

なものが書いてあるところは、ルールというか、このほうが望ましいと書いてあるのはすごくガイドラインとしていいなと思っていて、こういうのがいい電光式のサイネージですよというふうなイメージを伝えていくことで、こういうものを出す側もそっちのほうにやってみようかなというふうに思っていただけのようないい事例がなかなかないと思いますが、そういうのがあるといいなと思いました。

○都市計画課長（古市） ありがとうございます。

我々も技術面のところでは分からない部分も多いので、今後、委員の皆様方のご指導をいただきながら、ブラッシュアップしていければと思います。ありがとうございます。

○樋口会長 どうもありがとうございました。

次の報告事項についてよろしいですか。

〔発言する者なし〕

○樋口会長 では、（3）防災・観光デジタルサイネージの実証実験結果についてご説明いただきたいと思います。

オリンピックが延期されたことと、新型コロナの影響による中での結果でございますので、それらを前提に、皆さんご報告を受けていただければと思います。よろしくをお願いします。

○都市総務課長（岩崎） それでは、報告事項（3）の防災・観光デジタルサイネージの実証実験結果につきましてご説明をさせていただきます。

○都市総務課係長（中島） スライドを用いてご説明させていただきますので、前方をご覧ください。

昨年、実証実験を実施する前、平成31年3月の景観審議会におきまして、景観に対し配慮すべき事項、商業広告の掲出することについて伺いました。その審議会におきまして、連続した状態で見え方などや、行政情報と商業広告の時間配分の状況についてご意見いただきましたので、その結果をご報告させていただきます。

まず、実証実験の内容になりますが、道路上の路上変圧器、こちらを有効活用してデジタルサイネージを設置し、防災・観光情報を配信する取組の中で、視認効果の向上や民間活力による効果などを図る広告掲出の検討を始めました。その実験は市だけではなく、東京電力パワーグリッド、パナソニック、そして行政の3者で協定を結んで実施いたしました。設置場所は、大宮駅東口・西口の駅前広場に1基ずつ、合計2か所設置しました。期間といたしましては、昨年3月からの1年間、稼働時間は、鉄道の始発から終電までといたしました。上半期は、行政情報のみを情報発信いたしまして、下半期は商業広告を交えて発信しております。

こちらは、設置状況、配信状況の例になりますが、デジタルサイネージの大きさは約50インチの大きさで、明るさは約2,000カンデラ、音声につきましては、警察との事前協議により出しておりません。配信のコンテンツにつきましては、行政情報を市内の経済、観光、防災部局などから募集いたしました。商業広告につきましては、企業の広告だけではなく、地域のお店をクーポン取れる形での紹介や天気予報、ニュースなども交えて配信いたしました。

これは、等間隔の連続配信についてのアンケート結果になります。

こちらの地上機器の上に等間隔に配置した場合の影響についてですが、今回、実際に配置したわけではなく、大宮駅周辺の写真を撮りまして、配置された状況、こういったものを画像に取り込みまして、路上でアンケートを実施いたしました。

まず、歩行者の視点から見た場合ですが、約6割が統一した景観が保たれる、また車道側、運転

手の視点から見た場合は、約4割が統一した景観が保たれるという肯定的な回答の割合が多いという状況でした。

ただ、運転手からの視点のほうが、沿道店舗の看板などが見えづらくなるなど、ちょっと視界を気にかけるといった意見がやや多く見られました。

次に視認性になりますが、デジタルサイネージそのものに気づいたという意見は約5割、画面のサイズ、高さ、明るさ、色は、半分以上がちょうどいいという意見をいただきました。

見え方につきましては、周りとの調和が取れていて見やすいという意見が約5割でもっとも多く、次いで、周りに溶け込んでいて見づらいという意見が約3割でした。コンテンツやラッピングのデザインにつきましては、人目を引き付ける、どちらかといえば人目につく、こちら7割以上の肯定的な意見になりました。

次に、発信していた行政情報の有用性になりますが、日常的な防災情報につきましては、約7割が役に立つという回答でした。日常的な防災配信というのは、ハザードマップなどをこのデジタルサイネージでご紹介をしました。

また、有事を想定しまして、帰宅困難者の訓練を実施しましたので、そのときの参加者にアンケートを取り、どんなコンテンツがいいですかということを行ったところ、交通機関の運行情報、あと避難場所等の情報が知りたいという意見が多い状況であることから、非常時の活用方法について、さらなる検討が必要だと考えております。

観光情報につきましては、役に立つという意見が約5割になりました。また、イベントを大宮駅の周辺で実施したときに、何をきっかけでこのイベントに来ましたかということ聞いたときに、このデジタルサイネージでの告知がきっかけとなっていたというものも僅かですけれどもアンケートの結果から見えております。

先ほどご説明いたしました、下半期では、商業広告も含めて情報発信をしております。行政情報と商業広告の割合は1対1といたしました。1つの広告の時間配分は、15秒、30秒、45秒、変動可能な形で運用しました。広告の配信基準につきましては、市の基準を参考に、民間事業者と協働で作成し、審査体制は第三者の評価機関の意見を聞きながら、民間事業者で審査を実施し、その結果を行政に報告した後、掲出するという形を取りました。

広告によってどれぐらいの運用収支があったかにつきましては、約半年間、広告を掲出したところ、広告費のみで運用費を賄うという目標の約7割程度までは確認されましたが、全てを賄うという広告収入のみでの運用にはなりませんでした。

報告のまとめになりますが、連続の配置、視認性、見え方、デザインに関してのアンケート結果は、全体的に半数以上が肯定的な意見でした。行政情報と商業広告の掲出割合1対1で実施いたしました、運用管理費の7割を負担という効果が見られました。

以上で、報告3を終了させていただきます。

○樋口会長 どうもありがとうございました。

ただいまの報告事項につきまして、ご意見、ご質問はございますか。

〔「よろしいですか」の声あり〕

○樋口会長 お願いします。

○深堀委員 こちらの取組も変圧器を利用して情報提供するサイネージということで、すごくいい取組だと思いました。

感想を申し上げますと、情報の見やすさということでは変圧器と一体化するというコンセプトなので、その制約があるのは仕方がないかということですが、ちょっと高いのではないかというのが、率直な、形の上ではやむを得ないのだろうと思うのですが、その代わり、映像の中で表示する工夫というのが求められるのかなというのが1つの感想。

アンケートでは、どの条件でその情報を見たときに、視認性がどうかということはちょっと分からないのですが、見やすさ、情報の読みやすさというのは、映像のほうでよく対応すべきだなと。

あと、変圧器を活用してサイネージをやるときに、例えば、変圧器の前にベンチが置いてある写真がありますが、その変圧器の周辺といいますか、この情報を見る歩道だとか、そういう場所のことをちょっと併せて配慮するといいいのかなと思っていて、よく観光地等の案内表示だとか、そういうところでは、その案内板だけではなくて、案内板を見るスペースというか、空間のことをちゃんと考えなさいということだとは思いますが、そのデジタルサイネージがこれ、道路に平行の角度で見るとなっていますので、どこからその情報を見るのかということ歩道の空間で、よく周辺のことも考えながら設置できるといいのかなと思いました。

具体的な情報はちょっと分からないのですが、どのぐらいの時間をかけてじっくり見たい情報になるのかということも含めて言うと、少しその場所にとどまって、滞留、少し休むとか、バス停が近くにあるとか、それは変圧器となかなかそういうものを調節するというのは難しいと思うのですが、そのような案内表示、デジタルサイネージで情報を見たいと思う環境づくりも併せて考えるべきではないかと思いました。以上です。

○樋口会長 どうもありがとうございました。

これは、お答えは要らないと思ってよろしいでしょうか。

○深堀委員 意見で。

○樋口会長 よろしいですか。

ほかに、いかがでしょうか。野澤委員さん。

○野澤委員 デジタルサイネージの取組は、これから増えていくと思っております。

意見なのですが、今、深堀委員がおっしゃったように、見る場所というところに関しますと、深堀委員はそれをよく見るという視点から、見やすい場所というのを設定してはどうかということをおっしゃったのですが、今度は逆に、歩道に設置されている場合に、そこに人がたまってしまった場合、特に一般の行政広告は、緊急時とかそういうときはいいかと思うのですが、何か商業的なコンテンツ、非常に興味深い漫画を利用したコンテンツが流された場合に、そこに人がたまってしまうと、今度は通行の邪魔になるようなことが起こり得るのか得ないのか。

先ほどからも出ていますように、コンテンツの内容によってものすごく左右されることがあるのではないかと思いますので、ぜひコンテンツをどういうふうに審議していくのかということをもより明確にしておいていただきたいと思います。

実は、川崎市で委員をやらせていただいているのですが、川崎市でも駅前のバス停に同じような取組をしようということでやっています。そのときには、広告を一括で、代理店が自分のところの自社基準として判断をするという、そういうコンテンツの基準というのをまず掲出する前に社内内で実施し、その上で、行政でもう一度審査をするということもありますので、そのような仕組みづくりをこれから積み上げていただければと思います。

それから、人がたまるというところの話でいいますと例えば、子どもたちがそこにたまってしま



った場合、何か非常に危険があるのではないか。道路から見たときも、何かそこに光が反射して、運転手に対しまぶしくなるのではないかについては、ガイドラインに見にくくないように光の反射膜をつけましょうというような推奨があって、これは非常にいいかと思うのですが、逆に、反射をして、そこを歩行者なり運転者が視覚的な被害を受けないよう、そのようなことも考慮した設置の場所というのを考えていただけたらと思っております。以上です。

○樋口会長 では、今の発言はご意見でよろしいですか。

○都市総務課係長（中島） アンケートの中で、どこの位置が望ましいかということアンケートの中で取っておりまして、やはり駅前広場のところが一番いいというのが多かったという結果がありました。

ただ、先ほども人がたまるということがありまして、これは実証実験上の安全性の観点から1つのポイントになっていまして、実施したところ、警察や道路管理者に意見を聞きましたが、一番人が多い土曜日の夜に写真を撮って状況を確認しましたら、周辺に滞留は見られなかったと、これならばいいでしょうということで、回答をいただいたところもありました。

従いまして、コンテンツの見せ方といったものは、今後の課題とさせていただきます。

○樋口会長 野澤委員さん、よろしいですか。

○野澤委員 はい。

○樋口会長 ほかに意見、ご意見はございますか。

[発言する者なし]

○樋口会長 もしご意見などがなければ、これをもちまして、本日予定しておりました内容については全て終了いたしました。

少し予定時間を超過しましたことにつきましては、お詫び申し上げます。

皆様におかれましては、審議会の運営にご協力をいただきまして誠にありがとうございました。感謝を申し上げます。

事務局にお返しいたします。よろしくお願ひします。

○事務局（岩田） ありがとうございます。

事務局より事務連絡をいたします。

本日の議事録につきましては、後日、委員の皆様にもメールで送付させていただきますので、ご確認いただいた後に市のホームページで公開する予定でございますので、ご協力のほどよろしくお願いいたします。

次回の審議会開催につきましては、来年度以降となりますが、日程がまだ未定となっておりますので、日程が分かり次第、事務局からご連絡させていただきますので、よろしくお願ひいたします。

これをもちまして、令和2年度第1回さいたま市景観審議会を閉会いたします。

本日はお疲れさまでございました。

[午後4時41分 閉会]